平成２３年（フ）第３２０号
新潟市中央区美の里10番７号
破産者　齋藤アケミ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
新潟県五泉市駅前１丁目11番16号
破産者　吉田富美子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
新潟市南区鷲ノ木新田6766番地16、前住所新潟市中央区新和３丁目14番12―209号
破産者　大野　勇二
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
金沢市平和町２丁目15番38号　県営住宅38棟101号、従前の住所金沢市泉野出町１丁目５番７号
破産者　谷口　清子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
山梨県甲州市塩山赤尾142番地１
破産者　藤本　　宏
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
山梨県笛吹市石和町小石和133番地５
破産者　網野百合子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
山梨県笛吹市一宮町東原172番地
破産者　土屋　琢躬
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
愛知県岩倉市神野町又市321番地１　ジャルダンＮＩＷＡ102号
破産者　村瀬　拓也
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１７号
大津市月輪３丁目26番18号エクセルハイツ202号、前住所滋賀県守山市水保町1394番地セザール琵琶湖大橋804号
破産者　田辺ふみ枝
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４９号
大津市大平２丁目31番２―305号
破産者　大橋　茂司
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９５号
京都市上京区塔之段寺町今出川上ル４丁目西入毘沙門町467番地　ライオンズマンション京都烏丸415号、住民票上の住所京都市上京区今出川通寺町東入米屋町295番地
破産者　髙橋　　進
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
京都府京田辺市大住小林14番地の13　メゾン・ブーケドール201
破産者　旬彩藤のさとこと　藤川　智史
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
大阪市中央区東平２丁目４番１―401号、開始決定時の住所奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
破産者　山口圭英子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
奈良県生駒市松美台145番地31、開始決定時の住所奈良県奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
破産者　山口　キヨ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６２１号
奈良市四条大路１丁目５番10号　コーポラス東Ｂ棟103号
破産者　政後　　毅
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７７号
和歌山市三葛618番地の１　103号
破産者　榎本　武志
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４２号
和歌山市湊582番地の２
破産者　鳥山　利子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８０号
和歌山県有田郡広川町大字広393番地
破産者　谷口　好美
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係